

X 産業経済

1. フードバレー推進	253
2. 農 業	255
3. 林 業	269
4. 水 産 業	273
5. 商 業	274
6. 工 業	280
7. 観 光 ・ 物 産	292
8. ふるさと納税事業	299
9. 地 籍 調 査 事 業	301



1 フードバレー推進

(1) 八代港農林水産物輸出リーファーコンテナ利用補助金

設置目的 八代港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用した農林水産物（加工品を含む）の輸出促進を目的として、リーファーコンテナで輸出する荷主に対し、予算の範囲内で八代港農林水産物輸出リーファーコンテナ利用補助金を交付する。

対象者 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度に八代港の国際コンテナ定期航路又は国内コンテナ定期航路を利用する企業（個人経営の企業を含む。）であって、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

①リーファーコンテナ（国内コンテナ定期航路にあつては、国際フィーダー貨物に限る。以下同じ。）で農林水産物を輸出する八代市内の荷主（商社等との契約により直接荷主とならない場合において、実質上の荷主であると市長が認めるものを含む。以下同じ。）であること。

②リーファーコンテナで八代地域の農林水産物を輸出する荷主であること。

対象経費 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- ①海上運賃
- ②ターミナル取扱費用
- ③書類作成費用
- ④コンテナ封印費用
- ⑤燃油割増料
- ⑥通貨調整料
- ⑦通関手数料
- ⑧貨物取扱手数料
- ⑨貨物のコンテナ搬入に係る費用
- ⑩港湾内のコンテナ輸送費
- ⑪貨物のラベル貼付に係る費用
- ⑫その他市長が特に認めるもの

補助金額 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20フィート又は40フィートのコンテナ1個当たりの上限額は10万円とする。

補助実績

- 1件 合計 150,000 円（平成29年度）
- 1件 合計 150,000 円（平成30年度）
- 1件 合計 116,000 円（令和元年度）
- 1件 合計 111,000 円（令和2年度）
- 1件 合計 140,000 円（令和3年度）
- 1件 合計 100,000 円（令和4年度）
- 1件 合計 100,000 円（令和5年度）

(2) 八代市農林水産物等販路拡大事業補助金

設置目的 農林水産物の高付加価値化、販路拡大、認知度向上を通じて関連産業の活性化に資するため、PR事業を行う生産者団体、出荷者組織、事業者等に対して補助金を交付する。

対象者 市内に主たる事業所等を有する農林水産業者、商工業者等。

対象事業 農林水産物等のPRに資する商談会、展示会その他イベントの開催、出展等であって、当該年度の3月第2金曜日までに事業を完了するもの。

過去に本補助金を活用して実施した事業については、3回を上限に補助対象事業とすることができる。

対象経費 補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

- ①出展料
- ②会場使用料
- ③展示装飾費
- ④輸送費
- ⑤広告物製作費
- ⑥通訳費
- ⑦旅費
- ⑧委託料
- ⑨サンプル費
- ⑩その他市長が必要と認める経費

補助金額 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を重んじて(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を上限とする。

補助実績

15団体	合計	4,290,000円	(平成29年度)
12団体	合計	3,961,621円	(平成30年度)
10団体	合計	2,861,700円	(令和元年度)
0団体	合計	0円	(令和2年度)
1団体	合計	181,000円	(令和3年度)
3団体	合計	610,000円	(令和4年度)
5団体	合計	942,000円	(令和5年度)

2 農 業

(1) 経営概要

①農家戸数、耕地面積

(単位:戸、ha)

農家戸数	自給的 農家戸数	田	畑	田畑 合計
3,437	780	6,260	623	6,883

(2020年農林業センサス、第70次九州農林水産統計年報)

②生産額 (令和3年)

品目 項目	野菜	米	工芸 作物	果樹	花き	畜産	その他	合計
生産額 (千万円)	4,152	476	361	105	57	21	15	5,187
割合 (%)	80.0%	9.2%	7.0%	2.0%	1.1%	0.4%	0.3%	100.0%

(八代市推計)

(2) 農業振興地域整備計画

整備計画名	地域指定年月日	計画策定年月日	最終変更年月日 (全体見直し)
八代	平成21年 6月 2日	平成21年10月14日	令和6年5月13日

農用地区域の地目別面積 (令和5年12月31日現在)

(単位:ha)

	農用地				山林 原野	農業用 施設	その他	合計	市域に占める 割合 (%)
	田	畑	樹園地	計					
農業振興地域 (A)	6,479.4	1,169.5	35.3	7,684.2	10,555.4	30.7	3,410.7	21,681.0	31.8%
農用地区域 (B)	5,863.2	281.4	32.0	6,176.6	15.7	30.7	71.8	6,294.8	9.2%
(B) / (A) %	90.5%	24.1%	90.6%	80.4%	0.1%	100.0%	2.1%	29.1%	--

(参考) 市全域面積 681.29km²

(3) 農業関係施設

①八代市農事研修センター (八代市千丁町新牟田1502-1)

・土壌分析診断事業

精密迅速な土壌分析結果に基づき的確な施肥改善策を指導する。

pH・EC・腐植・アンモニア態窒素・硝酸性窒素

置換性石灰・苦土・加里・CEC

有効態リン酸 10項目普通分析

主な分析機器

土壌・作物体総合分析装置

pHメータ、ECメータ

年間処理件数724件

有料 83件

(令和5年度)

無料 319件

・生活研究グループの活動支援

(旧八代) 加工品作り (1団体 8名)

②深水生活改善センター（八代市坂本町深水い1542番地2）

事業の種類	第二期山村振興農林漁業特別対策事業			
事業の目的	農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。			
工 期	着工	昭和57年10月16日	竣工	昭和58年2月8日
敷地面積	1,208㎡			
建築面積	鉄筋コンクリート造平屋建 206.0㎡			
総事業費	23,000千円			
財源内訳	国庫補助金 11,500千円、県補助金 2,300千円、地方債 7,500千円、 一般財源 1,700千円			
施設内容	広間・和室・調理室			

施設の利用状況（令和5年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広	間	37	69.8	289	65.1
和	室	12	22.6	125	28.2
調	理 室	4	7.6	30	6.7
計		53回		444人	

③鶴喰生活改善センター（八代市坂本町鶴喰2220番地）

事業の種類	第二期山村振興農林漁業特別対策事業			
事業の目的	農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。			
工 期	着工	昭和54年11月13日	竣工	昭和55年2月29日
敷地面積	876㎡			
建築面積	鉄骨造平屋建 199.23㎡			
総事業費	20,700千円			
財源内訳	国庫補助金 10,350千円、県補助金 2,070千円、地方債 7,500千円、 一般財源 780千円			
施設内容	広間・和室・調理室			

施設の利用状況（令和5年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広	間	125	96.9	751	92.0
和	室	1	0.8	20	2.5
調	理 室	3	2.3	45	5.5
計		130回		742人	

④久多良木地区多目的集会施設（八代市坂本町百済来下694番地）

事業の種類	第三期山村振興農林漁業特別対策事業			
事業の目的	農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。			
工 期	着工	平成5年10月25日	竣工	平成6年3月25日
敷地面積	3,738㎡			
建築面積	鉄筋スレート造平屋建 243.67㎡			
総事業費	45,714千円			

財 源 内 訳 国庫補助金 22,179千円、県補助金 3,992千円、地方債 17,000千円、
一般財源 2,543千円
施 設 内 容 広間・和室・調理室

施設の利用状況（令和5年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広	間	48	94.1	326	93.1
和	室	3	5.9	24	6.9
調	理 室	0	0.0	0	0.0
計		51回		350人	

⑤西部地区多目的集会施設（八代市坂本町西部は1896番地）

事業の種類 第三期山村振興農林漁業特別対策事業
事業の目的 農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。
工 期 着工 平成6年8月31日 竣工 平成7年3月30日
敷 地 面 積 2,030㎡
建 築 面 積 木造平屋建 281.58㎡
総 事 業 費 63,944千円
財 源 内 訳 国庫補助金 26,065千円、県補助金 4,692千円、地方債 21,300千円、
一般財源 21,271千円
施 設 内 容 広間・和室・調理室

施設の利用状況（令和5年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広	間	67	66.3	966	72.1
和	室	23	22.8	233	17.4
調	理 室	11	10.9	141	10.5
計		101回		1,340人	

⑥生活館（八代市坂本町鮎埴1299番地）

事業の種類 農村地域トータルライフ向上対策事業
事業の目的 農村地域住民の自主性かつ共同性をいかしながら地域に見合った集落ビジョンの策定及び風土をいかした快適な環境づくりと活力あるまちづくりを総合的に推進する。
工 期 着工 昭和61年12月1日 竣工 昭和62年3月20日
敷 地 面 積 468㎡
建 築 面 積 鉄骨木造二階建 211.53㎡
総 事 業 費 46,291千円
財 源 内 訳 国庫補助金 12,723千円、地方債 23,500千円、一般財源 10,068千円
施 設 内 容 ふれあい室、創作活動室、村の歴史館、農産加工室、洗濯室

施設の利用状況（令和5年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
ふれあい室		1	1.2	15	4.9
創作活動室		0	0.0	0	0.0
村の歴史館		1	1.2	8	2.6
農産加工室		79	94.0	280	91.5
洗濯室		3	3.6	3	1.0
計		84回		306人	

⑦東陽農産物加工施設（八代市東陽町南1024番地2）

事業の種類 単独事業

事業の目的 特産品の開発及び農作物の加工・販売を促進すると共に、農産物の地産地消の推進を図り、地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。

工期 着工 平成15年8月21日 竣工 平成15年12月10日

敷地面積 711.00㎡

建築面積 木造平屋建 135.00㎡

総事業費 22,221千円

財源内訳 一般財源 22,221千円

施設内容 加工所、休憩室、ボイラー室、資材室

施設の利用状況（令和5年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
加工所		140	100.0	744	100.0
計		140回		744人	

⑧東陽定住センター（八代市東陽町南1058番地1）

事業の種類 新農村地域定住促進対策事業

事業の目的 農村生活の改善合理化、農村リーダーの育成、農業技術の助言指導及び農産加工品の開発と販路開拓を図る。

工期 着工 昭和61年12月12日 竣工 昭和62年5月30日

敷地面積 3,136.9㎡

建築面積 鉄骨造平屋建 721.64㎡

総事業費 104,336千円

財源内訳 国庫補助金 42,047千円、県補助金 9,390千円、一般財源 52,899千円

施設内容 大研修室、和室、資料閲覧室、調理室、事務室

施設の利用状況（令和5年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
大 研 修 室		75	66.4	2,124	82.1
和 室		13	11.5	182	7.0
資 料 閱 覧 室		13	11.5	169	6.5
調 理 室		12	10.6	113	4.4
計		113 回		2,588 人	

⑨泉農林産物流通加工施設（八代市泉町栗木49）（※指定管理者制度導入・H18年度～）

事業の種類 山村振興農林漁業対策事業

事業の目的 特産品の開発及び農作物の加工・販売を促進すると共に、農産物の地産地消の推進を図り、地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。

工 期 着工 平成7年12月4日 竣工 平成8年10月30日

敷 地 面 積 1043.5㎡

建 築 面 積 鉄骨造平屋建 282.5㎡

総 事 業 費 117,000千円

財 源 内 訳 国庫補助金 58,500千円、県補助金 10,530千円、
一般財源 47,970千円

施 設 内 容 加工所、ボイラー室、資材室、休憩室

施設の利用状況（令和5年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
加 工 所		267	100.0	1,869	100.0
計		267回		1,869人	

⑩泉農村研修センター（八代市泉町下岳1700）

事業の種類 第三期山村振興農林漁業対策事業

事業の目的 市の農業振興の担い手を養成する活動の拠点として、農業従事者等の研修、食生活の改善及び健康増進等を図る。

工 期 着工 昭和61年9月30日 竣工 昭和62年2月25日

建 築 面 積 鉄骨造平屋建 269.7㎡

総 事 業 費 28,540千円

財 源 内 訳 国庫補助金 14,270千円、一般財源 14,270千円

施 設 内 容 健康増進室、小会議室、調理実習室

施設の利用状況（令和5年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
健 康 増 進 室		9	50.0	171	87.7
小 会 議 室		0	0.0	0	0.0
調 理 実 習 室		9	50.0	24	12.3
計		18 回		195 人	

(4) 担い手育成支援

①新規就農者育成講座

目 的	就農から3年程度までの農業者を対象として、農業経営に関する講座による知識・技術の習得により、八代農業の担い手を育成する。
設置年月日	昭和43年4月1日（農業青年ゼミナールとして開講） 平成24年4月1日（八代農業技術者養成講座に名称変更）
研修回数	4回
研修内容	インボイス制度及び及び電子帳簿保存制度講座、 鳥獣害対策講座、有機農業講座、病虫害防除講座
受講対象者	市内居住の新規就農者及び就農後3年程度の人
講 師	八代税務署、株式会社アグロカネショウ、熊本県職員、 自然農法実践農業者

受講者実績

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
参加者数	9	82	40	55	24
(うち女性)	(1)	(10)	(8)	(12)	(4)

(昭和43年開設以降延べ1,494名修了)

②農業後継者育成事業

目 的	研修事業や独身男女の交流事業等により総合的に農業後継者を支援育成する。
事業主体	八代地域農業後継者育成事業推進協議会
事業費	令和5年度 1,356千円 (八代市補助金 449千円 八代地域農業協同組合負担金 625千円 氷川町負担金 176千円)

③農村女性活動促進事業

目 的	担い手女性の農業経営参画、社会参画を通じて、自分の持てる能力を十分発揮できる活動条件整備を目的とする。
事業主体	八代市
活動内容	女性農業者講座、農業女性アドバイザー活動支援、 農業経営・技術研修会への参加、男女共同参画推進、 くまもとふるさと食の名人活動支援、家族経営協定の推進支援
家族経営協定締結実績	令和4年度まで 495戸 令和5年度 6戸 } 合計501戸

④認定農業者の認定及び育成

担い手を支援・育成する団体として、八代市担い手育成総合支援協議会及び八代市認定農業者連絡協議会等があり、経営改善、法人化、農業簿記等の研修や全国・九州担い手サミットへの参加等を通じ、農業者の経営向上を図っている。

・認定農業者の認定

申請された農業経営改善計画については、八代市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の基準に基づき、認定農業者に認定している。

年度別認定件数

年 度		R1	R2	R3	R4	R5
認定件数	新規	17	16	17	19	28
	再認定	250	356	330	202	150

・八代市担い手育成総合支援協議会

認定農業者の認定促進、担い手の経営改善、農地利用推進、法人化推進等の事業を行っている。また、八代農業高校と連携し、若年農業者や就農希望の高校生等を対象とした研修「八代農業塾」を実施している。

【構成】 J Aやつしろ、農業共済組合、認定農業者連絡協議会、農業委員会
八代農業高校、熊本県、八代市

⑤集落営農組織化支援活動

目 的 地域でまとまって集落営農組織を作り、将来的に効率的で安定した経営を行うよう助言、指導する。

令和5年度までの集落営農組織 7組織

(5)主要農作物生産及び家畜家さん飼養羽数の推移

年 度	穀物・いも類						野菜						工芸農作物				家畜・家さん						果樹（かんきつ）							
	米		小麦		ばれいしょ		トマト		キャベツ				冬レタス		メロン		イグサ		乳牛		肉用牛		豚		ブロイラー		晩白柚		計	
									作付面積	収穫量	作付面積	収穫量																		
	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t
H25	4,330	21,900	146	405	145	3,680	449	54,400	283	10,830	154	5,280	100	3,500	661	9,583	160	3	54	7	118	4	85	2	49	680	110	1,506		
H26	4,280	21,800	191	598	143	3,930	470	56,720	291	10,930	153	5,430	90	3,150	601	8,233	166	3	57	5	86	4	78	2	49	690	110	1,514		
H27	4,150	20,500	203	443	133	3,790	496	58,210	296	10,710	159	4,710	85	2,975	567	6,294	165	3	17	3	67	2	78	2	51	500	113	1,278		
H28	4,030	21,300	214	379	130	3,380	494	61,060	274	9,158	146	5,410	80	2,800	517	6,721	156	3	24	4	34	2	78	2	51	530	114	1,307		
H29	4,000	21,400	194	438	143	3,800	500	58,890	268	8,252	163	5,300	71	2,324	470	6,956	129	3	25	4	13	1	78	2	51	620	114	1,433		
H30	3,980	21,400	205	473	128	3,380	506	67,750	259	9,500	173	6,160	71	2,640	443	6,156	130	3	27	4	0	0	78	2	51	650	113	1,534		
R1	4,010	20,200	199	631	114	2,860	522	68,100	260	10,360	177	6,920	71	2,300	389	5,841	116	3	18	2	0	0	82	2	51	645	113	1,436		
R2	4,070	20,400	205	677	108	2,360	532	70,120	235	7,580	188	6,260	52	2,112	346	5,149	122	3	25	3	0	0	82	2	51	590	113	1,309		
R3	3,970	20,300	201	728	107	2,867	531	68,180	219	6,826	176	6,280	65	2,585	369	5,199	132	3	44	2	0	0	83	2	50	620	105	1,384		
R4	3,800	18,500	220	733	106	2,858	528	66,000	224	7,172	180	6,520	60	2,228	313	4,781	169	3	29	2	0	0	83	2	48	580	102	1,293		

農業振興課調べ

(6) 農業基盤整備事業

①国営土地改良事業

ア 国営かんがい排水事業

地 区 名 八代平野地区

事 業 年 度 国 営 昭和39年度～同48年度

県 営 昭和41年度～同56年度

団体営（土地改良区） 昭和45年度～昭和60年度

事 業 量 頭首工 1カ所 用水路工 35,000m 排水路工 4,000m

水 利 計 画 取水量 25トン （1秒間につき）

うち農業用19.5トン（球磨川北岸15.5トン、同南岸4.0トン）、
工業用 5.5トン

受 益 面 積 6,340ha

うち旧八代市3,783ha（球磨川北岸2,569ha、同南岸1,214ha）、
旧千丁町815ha、旧鏡町1,718ha、旧宮原町24ha

受 益 農 家 数 6,068戸

うち旧八代市3,665戸、旧千丁町664戸、旧鏡町1,314戸、
旧宮原町 425戸

事 業 費

（単位：千円）

種 別	全 体	共同事業	内 訳		
			工 業	農 業	
				かんがい排水	災害復旧
国営事業	4,144,607	1,401,000	585,618	493,152	322,230
う ち 頭 首 工	1,178,000	1,198,000	500,764	421,696	275,540
うちかんがい排水工	2,966,607	203,000	84,854	71,456	46,690
県営事業	10,310,265				
団体営事業	606,996				
うちかんがい排水工	606,996				
合 計	15,061,868	1,401,000	585,618	493,152	322,230

事 業 費 国 営 国 58% 県 21% 受益者 21%

負 担 割 合 県 営 国 50% 県 25% 受益者 25%

団体営 国 55% 受益者 45%

受 益 者 負 担 完工払い 負担額の20%、融資による年賦払い 80%

金 の 支 払 い

融 資 金 の 国 営 17年 （据置2年）

償 還 期 限 県 営 20年 （据置5年）

団体営 15年

イ 国営造成土地改良施設整備事業

地 区 名 八代平野地区
 事 業 年 度 昭和62年～平成2年
 事 業 量 頭首補強工 1式 ゲート補修 10門 幹線用水路補修
 受 益 面 積 6,340ha
 うち旧八代市3,783ha（球磨川北岸2,569ha、同南岸1,214ha）、
 旧千丁町815ha、旧鏡町1,718ha、旧宮原町24ha
 事 業 費 784,234千円

ウ 国営八代平野土地改良事業

地 区 名 八代平野地区
 事 業 年 度 平成30年度～令和12年度（予定）
 事 業 量 頭首工(改修・耐震化)1箇所 導水路(改修・耐震化)0.5km
 幹線用水路（改修）33.6km 排水機場（新設）2箇所
 排水路（新設・改修）5.8km 水管理施設（新設）1式
 受 益 面 積 5,448ha（八代市5,425ha、氷川町23ha）
 受益者数(人) 7,443（うち個人有7,192 共有240 法人有10 公有1）
 事業概算額 376億8500万円（うち農業関係事業費358億5200万円）
 （消費税及び地方消費税10%込み）

種 別	農業関係事業費35,852（単位：百万円）				
	国	県	八代市	氷川町	受益者
国 営 事 業	25,056	7,557	2,692	17	530

負 担 割 合 国69.89% 県21.08% 市7.51% 氷川町0.05% 受益者1.48%

負 担 金 完工払い

支 払 方 法

エ 直轄海岸保全施設整備事業

地 区 名 八代地区（昭和海岸、郡築海岸）
 事 業 年 度 令和3年度～令和21年度（予定）
 事 業 量 堤防工5.6km（昭和2.5km、郡築3.1km） 排水樋門7箇所等
 防 護 面 積 5,489ha
 事 業 費 約300億円
 負 担 割 合 国2/3、県1/3、（八代市負担なし）

②その他の整備事業

【本庁】

○県営排水対策特別事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
第二郡築地区	H25～R2	311.1ha	排水機場工 (横軸斜流 Ø1,650mm×350kw×4台)	2,453,500千円
竜西地区	H22～26	119.7ha	排水路工 L=5,907m	514,000千円

○県営水利施設等保全合理化事業（農地集積促進型）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
古閑浜地区	H30～R7	63.6ha	排水機場工 1式 排水路工 L=1,328m	1,515,000千円

○県営湛水防除事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
金剛地区	H30～R6	201.6ha	排水機場工 1式	2,044,000千円

○県営基幹水利施設補修事業（ストックマネジメント事業）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
郡築地区	H25～R2	612.6ha	主ポンプ設備補修 3台 主エンジン更新 3台 電気設備更新 1式	781,290千円

○県営経営体育成基盤整備事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
昭和地区	H25～R7	341.7ha	用水路工 L=20,400m 排水路工 L=12,300m 暗渠排水 A=15.7ha 道路工 L=6,100m 排水機場 1式	5,024,400千円

○非補助土地改良融資事業（かんがい排水・農道）

目 的 八代平野の農業振興地域は、干拓により造成された低平地で地下水位が高く、耕作条件の改善や農地の汎用化を図るため、道路や排水路等の農業用施設の基盤整備に係る工事資金を日本政策金融公庫から融資を受けて実施する。

事業主体 八代市

実施期間 昭和53年度～

財 源 日本政策金融公庫からの融資を八代市土地基盤整備連合（J A事務局）が借入主体となり、市に分担金として納入し、次年度以降、市が償還金を全額補助する。

償還期間 15年(5年据え置き)

項目 \ 年度	H30まで	R1	R2	R3	R4	R5	合計
事業費(千円)	6,373,019	99,398	60,485	60,465	60,595	63,821	6,717,783
路線数	480	8	5	5	5	5	508
延長(m)	125,676.9	1,593.6	574.7	790.5	639.1	595.7	129,870.5
受益面積(ha)	3,063.9	20.9	11.7	22.3	15.7	16.6	3,151.1

○団体営農業農村整備事業(農地耕作条件改善型)

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容	
団体営農業農村整備事業	日奈久新開東割	H27	10.6	58,500	排水路工	L=1064.5m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開東割2	H28	18.3	32,000	排水路工	L=513m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町塘添上	H29～H30	4.9	55,800	排水路工	L=970m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町4	R2～R3	2.3	16,000	排水路工	L=429.1m

○団体営農業農村整備事業(農業水路等長寿命化・防災減災型)

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容	
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町	H30	2.0	13,000	排水路工	L=214.6m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町2	H31	4.6	7,600	排水路工	L=213.0m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町塘添下	H31～R3	9.4	66,260	排水路工	L=1315.0m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町3	R2～R3	3.2	4,800	排水路工	L=136.7m
団体営農業農村整備事業	昭和同仁	R3～R5	1.9	94,000	排水路工	L=247.9m
団体営農業農村整備事業	昭和同仁2	R6	1.5	54,000	排水路工	L=150.0m

【千丁支所】

○県営事業

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容	
湛水防除事業	八代新地区	H12～18	132.0	554,590	排水機場工 導水路工 排水ポンプ 吐出力(全体)	1カ所 L=867m φ900mm 4機 6.7m ³ /s
排水対策特別事業	八代新地区	H12～18	72.0	270,200	排水路工	L=1,759.6m
排水対策特別事業	新地牟田区	H17～23	190.0	1,417,700	排水路工 排水機場工 排水ポンプ 吐出力(全体)	L=750m 1カ所 φ1800mm 4機 28m ³ /s
排水対策特別事業	東地牟田区	H19～24	27.0	366,000	排水路工 排水機場工 排水ポンプ 吐出力(全体)	L=210m 1カ所 φ700mm 2機 1.5m ³ /s

※ 新牟田地区の排水機場は、県土木とのアロケ事業として1/4を県土木部が負担。

○団体営農業農村整備事業(農業水路等長寿命化・防災減災型)

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容	
団体営農業農村整備事業	八代新地	R6～R8	15.7	49,000	排水路工	L=400.0m

【鏡支所】

○県営事業

事業名		地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容	
経営体育成基盤整備事業	一般	鏡町塩浜	H24～R3	61.8	111	589,090	排水路 農道 客土 暗渠	L=5.7km L=1.0km 25.0ha 18.9ha
		野 崎	H25～R6	164.4	105	989,400	排水機場 排水路 農道 客土 暗渠	1カ所 L=5.9km L=1.2km 27.9ha 15.6ha
		両 出	H26～R8	166.0	179	1,823,700	排水路 用水路 農道 客土 暗渠	L=8.9km L=13.2km L=6.7km 24.9ha 9.0ha
		貝 洲	H28～R4	23.5	51	533,217	区画整理	23.5ha
	担い手支援	新 屋 敷	H18～H22	23	46	220,000	排水路 農道 客土 暗渠	2,900m 1,400m 6.0ha 6.8ha
		第二西区	H18～H23	40	56	490,000	排水路 農道 客土 暗渠	2,964.5m 2,626.2m 17.4ha 27.3ha
湛 水 防 除 事 業		野 崎	H25～R2	164.4	114	695,300	排水機場	1カ所
水利施設等保全高度化事業（排水対策特別）		津口・芝口一期	R3～R9	205.1	203	4,008,000	排水機場 排水路	1カ所 L=1.2km

○団体営農業農村整備事業(農地耕作条件改善型)

事業名	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	事業費(千円)	事業内容
団体営農業農村整備事業	下村・内田	H28	13.9	64,900	排水路工 L=1,255m
団体営農業農村整備事業	下村・内田2	H29	2.1	14,900	排水路工 L=442m
団体営農業農村整備事業	下村・内田3	H30～R2	13.4	68,800	排水路工 L=1,331m
団体営農業農村整備事業	内田1	R4～R5	13.6	58,180	排水路工 L=714m
団体営農業農村整備事業	宝出1	R4～R5	7.8	44,850	排水路工 L=388m

(7) 農業委員会

①農業委員会定数

区 分	定数 (人)	備 考
農 業 委 員	19	八代市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例
農地利用最適化推進委員	29	
計	48	

②農地移動状況

区 分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)
法第3条	所有権	61	179,070	45	171,000	55	267,204	56	176,305	52	129,556
	使用貸借	1	597	1	17,925	0	0	0	0	1	36,021
	賃借権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法 第 4 条		22	27,836	19	8,533	28	12,595	36	20,180	26	9,486
法第5条	所有権	137	122,689	159	174,390	160	160,692	130	138,940	111	94,532
	賃借権 使用貸借	31	27,093	21	13,257	30	22,095	18	10,068	5	5,038
法第18条6項		151	514,588	176	812,141	165	765,937	181	642,035	181	814,153
その他	許可不要 転用届	57	15,544	17	13,754	26	12,394	30	15,464	14	9,940
	時効取得	14	26,750	7	4,010	8	13,748	7	8,369	9	20,441
計		474	914,167	445	1,215,010	472	1,254,665	458	1,011,361	399	1,119,167

※ 法第3条は、区分地上権を除く

③転用状況

区分	種 別	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		筆数・件数	面積(m ²)	筆数・件数	面積(m ²)	筆数・件数	面積(m ²)	筆数・件数	面積(m ²)	筆数・件数	面積(m ²)
地 目 別	田	254 筆	140,948	287 筆	182,301	256 筆	167,034	321 筆	147,733	188 筆	96,490
	畑	99	36,670	63	13,879	129	28,348	103	21,455	71	18,744
	計	353	177,618	350	196,180	385	195,382	424	169,188	259	115,234
目 的 別	住 宅 用 地	135 件	84,505	136 件	80,177	143 件	83,951	120 件	96,015	107 件	73,424
	工 業 用 地	9	15,372	6	11,349	3	8,237	1	1,631	5	13,392
	公 共 用 地	6	8,298	5	11,286	4	6,827	2	2,801	1	801
	その他の用地	40	69,443	52	93,368	68	96,367	61	68,741	43	27,617
	計	190	177,618	199	196,180	218	195,382	184	169,188	156	115,234

※ 一時転用を除く

3 林 業

(1) 概要

①林業経営体数

林家数 58戸

②土地利用状況

土地面積 (ha)	林野面積 (ha)				林野比率 (%)
	計	国有林	民有林		
			公有林	私有林	
68,136	50,104	9,868	1,805	38,431	74

※資料:熊本県林業統計要覧(令和3年度版)

③民有林林種樹種別面積

ア 人工林

(単位:ha)

スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他	計
17,394.84	9,155.90	355.29	235.08	157.83	27,298.94

イ 天然林

(単位:ha)

マツ	クヌギ	広葉樹等	その他	計
5.18	21.44	12,238.56	43.18	12,308.36

ウ 未立木地等

(単位:ha)

未立木地	更新困難地	竹林	特殊林	計
211.47	106.59	301.22	9.39	628.67

④造林種別実績(民有林)

(単位:ha)

再 造 林	拡大造林	複 層 林	計
92	0	0	92

⑤除間伐実績(民有林)

(単位:ha)

国庫補助事業	県有林事業	治山事業	針広混交林化促進事業	融資	自力等	計
190	0	25	36	0	82	333

※資料:熊本県林業統計要覧(令和3年度版)

(2) 林道

林道及び作業道は、多面的機能を有する森林の適切な整備、保全を図り、効率的な林業経営や農山村地域の振興のために必要不可欠な基盤施設である。

①林道整備

(単位:路線、m)

全幅5.0m以上		4.0m以上～5.0m未満		全幅4.0m未満		計	
路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
3	39,574	26	127,210	40	100,308	69	267,092

※資料:八代市林道台帳

R6.4.1

②作業道現況

路線数 604路線

延 長 496,693m

※資料:熊本県林業統計要覧(令和3年度版)

(3) 緑の少年団

次代を担う子どもたちが、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、野外活動を通じて、自然や人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、子どもが主体となった地域の緑化推進団体。

①少年団の構成

(令和6年4月現在)

少年団名		八代ナザレ園 緑の少年団			東陽小学校 緑の少年団			泉わくわく 緑の少年団			泉蜂の子 緑の少年団			八竜 緑の少年団		
学校名等		八代ナザレ園			東陽小学校			泉小学校			泉第八小学校			八竜小学校		
役員	会 長	0名			1名			1名			1名			1名		
	指導員	1名			1名			1名			1名			1名		
団員数		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	～3年生	4	1	5	11	11	22	3	8	11	0	1	1	2	5	7
	4年生	0	1	1	7	3	10	2	2	4	0	0	0	0	2	2
	5年生	0	1	1	9	3	12	2	2	4	0	1	1	2	4	6
	6年生	2	1	3	0	6	6	3	3	6	1	0	1	2	5	7
	合 計	6	4	10	27	23	50	10	15	25	1	2	3	6	16	22

②主な活動内容

- ア 年間活動（他の団体と活動する行事）
緑化啓発イベント（12月）
- イ 自主活動行事（各少年団ごとに行う活動行事）
学習活動、奉仕活動、野外活動（レクリエーション等）

(4) 八代産材利用促進事業

① 事業目的

森林整備と木材利用を図るため、八代産材を使用した、建築主自らが居住する木造住宅の新築、改築、増築又はリフォーム（以下「新築等」）を行う場合に、その経費の一部を助成するものであり、八代産材の需要拡大と、木材関連産業等の振興を図るとともに、八代市の林業の活性化及び森林の健全化を促進する。

② 施行年月日

平成 21 年 4 月 1 日

③ 対象者

- ア 補助対象住宅の建築主であること。
- イ 市内に住所を有する者（新築等に伴い、市内に転入する者を含む。）
- ウ 市税等の滞納がない者

④ 対象住宅

- ア 建築主自らが居住するために新築等をする木造住宅で、市内において建築されるものであること。
- イ 新築等に当たり、八代産材を 80%以上使用していること。
- ウ 市内の事業者による施工であること。
- エ 新築においては、八代市産の畳を 6 畳以上使用していること。
- オ 契約を締結した日から 60 日以内かつ、棟上げ前に申請すること。（リフォームの場合工事着工の 5 日前まで）
- カ 原則として、交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、実績報告ができるものであること。

⑤ 補助額

補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。（その数に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）ただし、新築にあつては 20 万円、増築、改築又はリフォームにあつては 10 万円を限度額とする。

ア 新築、改築及び増築の場合

補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に 4,000 円を乗じて得た額

イ リフォームの場合

補助対象住宅のリフォームに係る 1 立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に 1 万円を乗じて得た額

⑥ 事業費

令和 5 年度 492 千円

⑦ 財源内訳

市：492 千円

⑧ 事業実績

申請件数： H30(12), R1(21), R2(9), R3(12), R4(13), R5(3)

(5) 森林経営管理事業

① 事業目的

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため、森林所有者自らが適切に経営・管理できない森林については、市が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ新たな森林経営管理制度の下、森林所有者の経営意欲低下や所有者不明森林の増加など森林資源が適切に管理されていないといった課題を解決し、森林の経営管理を持続的に行い国土保全に寄与する。

② 施行年月日

平成 31 年 4 月 1 日

③ 対象者及び施設

- ・ 市民及び森林所有者、林業事業者等
- ・ 民有林及び林道関連施設

④ 事業内容

森林環境譲与税を財源として、森林所有者への経営管理に関する意向調査を概ね 15 年程度で完了させ、調査の結果、所有者自ら経営管理できない森林は、意欲と能力のある林業経営者や市が管理を行っていく。また、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する事業を行う。

(令和 5 年度の主な事業)

- ・ 所有者意向調査委託（泉町仁田尾地区、東陽町、坂本町）、担い手対策、森林シカ被害対策、苗木対策等を行う協議会の運営、林道除草委託、林道・作業道の修繕、シカ防護柵修繕、作業道開設補助、木質バイオマス利活用推進、間伐材流通経費補助、造林事業嵩上補助

⑤ 事業費

令和 6 年度：130,000 千円

⑥ 財源内訳

市：130,000 千円（森林環境譲与税 見込み額：130,000 千円）

4 水 産 業

(1) 概要

①海面・内水面漁協組合員数等

漁協名		組合員数（人）			漁業経営体数	漁船数（隻）		
		正	准	計		動力船	無動力船	総数
海面	鏡 町	48	244	292	39	95	—	95
	千 丁	21	62	83	12	24	—	24
	昭 和	36	95	131	15	24	—	24
	八 代	82	114	196	79	126	—	126
	日奈久	25	3	28	16	17	—	17
	二 見	24	6	30	20	17	—	17
	計	236	524	760	181	303	—	303
内水面	球磨川	771	53	824	—	—	—	—
	郡築内水面	91	79	170	—	—	—	—
	八代南部内水面	43	1	44	—	—	—	—
	氷 川	164	0	164	—	—	—	—
	計	1,069	133	1,202	—	—	—	—

※出典：令和6年発行版熊本県の水産 組合員数：令和4事業年度末、漁船数：令和5年12月末
漁業経営体数：平成30年11月1日 現在（5年毎更新）

②養殖漁業・生産量

項目		経営体数	生産量	摘要
海面	アオノリ	30	31.6 kg	八代漁協、二見漁協
	カキ	7	9.4 t	鏡町漁協

※出典：漁協聞き取り、熊本県県南広域本部水産課聞き取り（令和5年度末現在）

③魚種別漁獲量

単位：t

魚種 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
このしろ	36	32	17	16	8
しらす	0	0	0	0	0
ひらめ	7	8	6	11	13
たちうお	7	4	2	2	2
くろだい・へだい	26	17	21	17	14
すずき類	6	7	4	6	5
くるまえばい	0	0	0	0	0
その他のえび類	1	1	0	1	1
がざみ類	3	2	2	2	3
あさり類	35	20	11	10	55
いか類	5	5	1	1	3
たこ類	8	4	3	4	3

※出典：八代鮮魚商協同組合、熊本県県南広域本部水産課聞き取り（令和5年度末現在）

5 商 業

(1) 商店数の推移

年度	市町村名	商 店 数 (店)		従 業 員 数 (人)		年 間 販 売 額 (万円)	
		卸売	小 売	総 数	卸 売	小 売	総 数
H14	旧八代市	330	1,389	1,719	2,651	7,556	10,207
	旧坂本村	2	61	63	4	202	206
	旧千丁町	35	70	105	219	268	487
	旧 鏡 町	51	225	276	389	956	1,345
	旧東陽村	1	21	22	3	67	70
	旧 泉 村	2	48	50	3	103	106
	計	421	1,814	2,235	3,269	9,152	12,421
H16	旧八代市	336	1,361	1,697	2,607	7,571	10,178
	旧坂本村	3	57	60	6	181	187
	旧千丁町	34	68	102	177	243	420
	旧 鏡 町	50	213	263	361	837	1,198
	旧東陽村	2	22	24	6	62	68
	旧 泉 村		61	61		125	125
	計	425	1,782	2,207	3,157	9,019	12,176
H26	八代市	342	1,055	1,397	2,372	6,242	8,614

※「x」は、その数字に該当する値が1又は2の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示す。

なお、秘匿数字が推計できる場合は、値が3以上でも「x」で秘匿している。

商業統計調査

(2) 中小企業金融対策

八代市中小企業融資制度

(令和6年3月31日現在)

制度名	貸付対象者	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	令和5年度 貸付枠（預託額） 〔累計出損額〕	令和5年度貸付実績	
								件数 (残件数)	金額 (貸付残額)
八代市小口資金 融資制度	市内に1年以上引き続き住所 又は、事務所、店舗、工場を 有する従業員20人以下の企業 で市税を完納しているもの	(1) 事業経営に必要な資 金	1企業 1,000万円 以内	30カ月 45カ月 60カ月	年1.50% 年1.60% 年1.70%	年0.45%～1.25%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.225%～0.625%	350,000千円 〔78,700千円〕	26件 (36件)	100,510千円 (101,801千円)
八代市中小企業 経営安定 特別融資制度	中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同 一事業を営んでいること イ 市税を完納していること	(1) 事業経営に必要な資 金	1企業 1,500万円 以内	3年以内 5年以内 7年以内	年1.60% 年1.70% 年1.80%	年0.25%～1.70%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.125%～0.85%	1,467,000千円 (489,000千円)	13件 (31件)	82,086千円 (118,655千円)
八代市中小企業 設備近代化資金 融資制度	中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同 一事業を営んでいること イ 市税を完納していること	(1) 店舗の新築、改 築、改造等の施 設整備資金 (2) 機械器具、装置 等の購入資金	1企業 8,000万円 以内	5年以内 7年以内 10年以内	年2.10% 年2.20% 年2.30%	年0.45%～1.90%で 協会が定めた料率	0千円 (0千円)	0件 (1件)	0千円 (11,587千円)

制度名	貸付対象者	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	令和5年度		令和5年度貸付実績
							貸付枠（預託額） 〔累計出損額〕	件数 (残件数)	
入代市創業支援 融資制度	産業競争強化法第2条第29項に規定 する創業者の方で市税を完納して いること	(1)事業経営に必要な資金 (2)店舗の新築、改装、改造 等の施設整備資金 (3)機械器具、装置等入資金	1創業者 1,000万円 以内 ※特定創業支援を 受けた者 1500万円 以内	3年以内	年1.3%		150,000千円	6件	13,300千円
				5年以内	年1.4%		(0千円)	(4件)	(6,760千円)
				7年以内	年1.5%				
				7年超	年1.65%				
					特定支援を 受けた者は 0.1%優遇				

(3) やつしろハーモニーホール

(※指定管理者制度導入・H19 年度～)

(ネーミングライツ制度導入・R2 年度 5 月～ 愛称：桜十字ホールやつしろ)

①やつしろハーモニーホール (八代市新町 5 番 20 号)

工 期 着工 平成 9 年 11 月 25 日 竣工 平成 12 年 3 月 23 日
 開 館 平成 12 年 6 月 1 日
 敷地面積 16,602.39 m²
 建築面積 3,809.769 m² (うち床面積 2,600.57 m²)
 延床面積 6,101.475 m²
 建 物 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 4 階
 1 階 多目的ホール、情報コーナー、喫茶コーナー、楽屋、事務室
 2 階 市民ホール、練習室、スタジオ、録音調整室
 3 階 大会議室 A・B、中会議室、研修室、第 1・2・3 小会議室、和室
 駐 車 場 228 台
 総 工 費 約 2,895,000 千円
 財源内訳 国庫補助金 700,000 千円 地方債 1,650,000 千円
 一般財源 545,000 千円
 事 業 貸施設

②多目的広場 (ハーモニーホールに隣接して整備)

工 期 平成 5 年度～平成 9 年度 (工事は平成 8 年度～平成 9 年度)
 敷地面積 6,000 m²
 総 工 費 約 234,000 千円
 財源内訳 国庫補助金 78,000 千円 地方債 117,000 千円
 一般財源 3,900 千円
 構 造 物 トイレ、ウォーターカーテン、せせらぎ水路、パーゴラ、ベンチ、その他 (タイル舗装、植栽、車止め、照明灯)
 使 用 料 (令和元年 10 月 1 日改定) (円)

施 設 名	(午前) 9:00～12:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 18:00～22:00	(全日) 9:00～22:00	時間外 1 時間当たり
市民ホール	8,800	11,760	11,760	32,320	3,300
市民ホール(舞台のみ)	3,300	4,400	4,400	12,100	1,100
楽屋 1・2・3・4	650	870	870	2,410	210
練習室	1,630	2,200	2,200	6,030	530
スタジオ	970	1,310	1,310	3,610	310
大会議室 A・B	1,750	2,300	2,300	6,360	530
中会議室	1,410	1,860	1,860	5,150	430
第 1・第 2 小会議室	1,410	1,860	1,860	5,150	430
第 3 小会議室	1,200	1,630	1,630	4,490	430
和室	1,750	2,300	2,300	6,360	530
研修室	1,630	2,200	2,200	6,030	530
多目的ホール	4,400	5,810	5,810	16,040	1,410
多目的広場	2,200	2,960	2,960	8,120	1,100

〈備考〉

- 1 時間外とは、午前 9 時以前、午後 0 時から午後 1 時まで、午後 5 時から午後 6 時まで及び午後 10 時以降をいう。
- 2 午後 0 時から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までについては、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連続して利用するときにあつては午後 0 時から午後 1 時までについて、午後から夜間まで連続して利用するときにあつては午後 5 時から午後 6 時までについて、それぞれ使用料を徴収しないものとする。
- 3 物品等の販売又は営利を目的とした宣伝行為等の催物を行う場合の使用料は、上記使用料の 10 割増とする。
- 4 物品等の販売又は展示を目的とする場合の利用は、多目的ホール及び多目的広場に限るものとする。
- 5 楽屋 1・2・3・4 の利用は、市民ホール又は市民ホール(舞台のみ)の利用者に限り、許可するものとする。
- 6 前項の場合において、市民ホールの利用者からは、楽屋 1・2・3・4 の使用料は徴収しない。

令和5年度 やつしろハーモニーホール利用状況

施設 区分	使用可能日数 (A)	使用日数 (B)	使用率 (B／A)	使用可能回数 (C)	使用回数				回転率 (D／C)	使用件数 (E)	入場者数	稼働率 (E／A)
					午前	午後	夜間	合計(D)				
	日	日	%	回	回	回	回	回	%	件	人	%
市民ホール	339	227	67.0	1,017	128	166	99	393	38.6	242	41,925	71.4
多目的ホール	339	317	93.5	1,017	289	257	125	671	66.0	401	56,624	118.3
練習室	339	320	94.4	1,017	218	172	276	666	65.5	526	7,923	155.2
スタジオ	339	137	40.4	1,017	72	52	68	192	18.9	169	643	49.9
大会議室A	339	297	87.6	1,017	196	256	93	545	53.6	396	15,406	116.8
大会議室B	339	285	84.1	1,017	184	247	93	524	51.5	364	13,799	107.4
中会議室	339	293	86.4	1,017	174	245	148	567	55.8	404	9,484	119.2
小会議室1	339	261	77.0	1,017	100	202	136	438	43.1	346	2,141	102.1
小会議室2	339	245	72.3	1,017	107	190	124	421	41.4	314	3,009	92.6
小会議室3	339	292	86.1	1,017	175	250	168	593	58.3	445	4,569	131.3
和室	339	148	43.7	1,017	98	91	33	222	21.8	163	1,515	48.1
研修室	339	223	65.8	1,017	149	203	79	431	42.4	303	5,298	89.4
広場	338	111	32.8	1,017	94	67	32	193	19.0	113	19,706	33.4
合計	4,406	3,156	71.6	13,221	1,984	2,398	1,474	5,856	44.3	4,186	182,042	95.0

6 工 業

(1) 分類別製造事業数

①現況（令和3年経済センサス-活動調査：従業者4人以上）

分 類	事 業 所 数		従 業 員 数		製造品出荷額	
	実 数 (所)	構成比 (%)	実 数 (人)	構成比 (%)	実 数 (万円)	構成比 (%)
食 料 品	17	13.7	1,184	17.1	3,512,568	13.3
飲 料	9	7.3	261	3.8	2,725,077	10.3
織 維	7	5.6	84	1.2	64,796	0.2
木 材	10	8.1	123	1.8	301,891	1.1
家 具	1	0.8	19	0.3	x	－
パ ル プ ・ 紙	8	6.5	732	10.6	6,428,321	24.3
印 刷	3	2.4	41	0.6	34,955	0.1
化 学	8	6.5	517	7.5	2,647,292	10.0
石 油 ・ 石 炭	1	0.8	5	0.1	x	－
プ ラ ス チ ッ ク	8	6.5	500	7.2	831,710	3.1
ゴ ム 製 品	2	1.6	24	0.3	x	－
皮 革	－	－	－	－	－	－
窯 業 ・ 土 石	13	10.5	274	4.0	573,131	2.2
鉄 鋼	3	2.4	86	1.2	179,917	0.7
非 鉄 金 属	－	－	－	－	－	－
金 属 製 品	13	10.5	1,242	17.9	4,485,893	16.9
は ん 用 機 器	1	0.8	4	0.1	x	－
生 産 用 機 器	7	5.6	584	8.4	2,412,252	9.1
業 務 用 機 器	2	1.6	95	1.4	x	－
電 子 部 品	1	0.8	269	3.9	x	－
電 気 機 器	1	0.8	80	1.2	x	－
情 報 通 信 機 器	－	－	－	－	－	－
輸 送 用 機 器	5	4.0	736	10.6	2,205,060	8.3
そ の 他	4	3.2	76	1.1	78,204	0.3
総 計	124	100.0	6,936	100.0	26,481,067	100.0

(小数点以下2位を四捨五入)

②年別推移

年 度	事業所数（所）		従業者数（人）		製造品出荷額（万円）	
		前年対比 （%）		前年対比 （%）		前年対比 （%）
H22	192	97.5	6,911	100.6	21,641,940	105.3
H23	182	94.8	6,961	100.7	21,471,318	99.2
H24	183	100.5	7,098	102.0	23,378,784	108.9
H25	173	94.5	7,012	98.8	22,928,829	98.1
H26	167	96.5	6,769	96.5	24,068,616	105.0
H28	193	115.6	7,394	109.2	24,624,130	102.3

（小数点以下2位を四捨五入）

（２）八代市企業振興促進条例（要旨）

設置目的 市内に事業所等を投資する民間事業者に対し、奨励措置及び便宜の供与を行い、もって本市産業の振興と雇用機会の拡大に寄与する。

奨励措置（適用事業所）の基準

1. 投下固定資産総額（土地、家屋、償却資産）が、事業の用に直接供するもので、1億円以上（中小企業者にあつては2,000万円以上）かつ以下の①②③のいずれかの要件を満たすもの
 - ①増加市民雇用数5名以上（中小企業にあつては2名以上）
 - ②地域経済牽引事業計画の県知事の承認を受けたもの
 - ③事業所の労働生産性が年平均3%以上向上するもの
2. 対象業種並びに地域指定
 - （ア）製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給業など
 - （イ）（ア）の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設
 - （ウ）不動産業者等が（ア）のために建設、取得する施設（立地決定済みのものに限る）

奨励措置内容

①固定資産税の減免（対象基準①又は③を満たすもの）

固定資産税の減免の期間は、適用事業所の操業開始後その投資に係る投下固定資産に対し、初めて固定資産税が賦課される年度から適用する。

固定資産税の減免の額は、前項の固定資産に対して賦課される固定資産税の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる減免率を乗じて得た額とする。

区分	減免率
初年度	100/100
2年度	100/100
3年度	100/100
4年度	50/100
5年度	50/100

※操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上かつ新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認め

る適用事業所等の場合は、操業開始以後3年以内に取得した固定資産も「投資に係る投下固定資産」とみなし減免する。

- ②事業所等建設補助金（対象基準①を満たし、かつ下記の条件を満たすもの）
適用工場のうち、投資に係る操業開始時の投下固定資産総額が1億円以上の工場等に対し、次の表により算出した額を事業所等建設補助金として交付する。

ア 投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合

投下固定資産総額	新規雇用者数	事業所等建設補助金の額
1億円以上	10人未満	投下固定資産総額×1%（土地代を除く）
	10人以上 40人未満	投下固定資産総額×2%（土地代を除く）
	40人以上	投下固定資産総額×3%（土地代を除く）
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額×5%（土地代を除く）

- イ 操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上かつ新規雇用者が100名以上の製造業の適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場等の場合

投下固定資産総額	新規雇用者数	事業所等建設補助金の額
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額×5% （土地代を除く） （操業開始から3年以内の分も含む）

- ③用地取得等補助金

（対象基準①を満たし、かつ投下固定資産総額1億円以上のもの）

ア 投下固定資産総額が1億円以上の事業所等の場合、土地の取得価格の
30/100

イ 事業所等を賃借する場合、敷金等を除く1年間の賃借料の1/2

- ④雇用奨励金（対象基準①を満たすもの）

新規雇用者（正社員）1人につき、50万円

新規雇用者（正社員以外）1人につき、30万円

補助金の限度額

奨励措置（固定資産税の減免を除く）の合計額の上限額は、次の表に掲げる区分に応じた額とする。

投下固定資産総額	新規雇用者数	補助金の限度額
1億円未満	10人未満	5,000万円
1億円以上	10人未満	1億円
	10人以上 40人未満	2億円
	40人以上	3億円
20億円以上	100人以上	6億円

便宜の供与 ①適用工場の投資に必要な資料を提供すること。

- ②用地の取得、労務の充足、輸送施設の整備、その他の適用工場の投資のために必要な事項につき、援助及び協力を行うこと。

(3) 八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金

設置目的 情報通信関連産業の立地促進及び雇用機会の拡大を図り、本市の経済活性化に資することを目的とする。

施行年月日 平成 31 年 4 月 1 日

奨励措置（適用事業所）の基準

①対象業種

- ア 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示 405 号）に掲げる情報通信業
- イ コールセンター事業
- ウ サテライトオフィス

②事業所の開設にかかる投下固定資産額及び投下リース資産額の合計が 100 万円以上であること。

③事業所開設時点の新規雇用者が 3 人以上であること。

奨励措置内容

①設備投資補助金

事業所の開設に要した投下固定資産額の 1/3 を補助。（限度額 1 億円）

②事業所賃借料補助金

事業所開設後、1 年目から 3 年目までに要した、事業所の年間賃借額（敷金等除く）及び投下リース資産費用の 1/2 を補助。（事業所の年間賃借額については、月額賃借料 1 坪当たり 1 万円を上限）

③専用通信回線等補助金

事業所開設後、1 年目から 3 年目までに要した専用通信回線等利用料の 1/2 を補助。（年間上限 200 万円）※クラウドサービス利用料含む

④雇用促進補助金

次に掲げる期間に雇用され当該期間において純増した新規雇用者で、常時正社員として雇用されていた者の数に 30 万円を乗じて得た額と当該常時正社員として雇用されていた者以外の者の数に 15 万円を乗じて得た額を合計した額

(1) 事業所開設日から 1 年を経過する日

(2) 事業所開設日から 2 年を経過する日

(3) 事業所開設日から 3 年を経過する日

(4) 八代高等職業訓練校（八代市清水町 2-94）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

（訓練校校舎）

（実習棟）

敷	地	1,777.33 m ²	
着	工	昭和 56 年 7 月 29 日	平成 12 年 10 月 16 日
竣	工	昭和 57 年 2 月 4 日	平成 13 年 1 月 28 日
建	物	鉄筋コンクリート 3 階建 666 m ²	鉄骨造 215.3 m ²
		普通教室、特別教室、事務室	実習室 3 室、渡り廊下
運	営	職業訓練法人 八代職業訓練運営会	
種	別	事業内職業訓練校	
訓	練	期 間	2 年間（普通課程）

【普通職業訓練普通課程】（令和 6 年 3 月末現在）

訓練科目の名称	訓練生の数（人）		
	1 年生	2 年生	合 計
建築施工系木造建築科	0	0	0
建築施工系鉄筋コンクリート施工科	（休）	（休）	（休）
建築仕上系左官・タイル施工科	（休）	（休）	（休）
塗装系建築塗装科	（休）	（休）	（休）
木材加工系木工科	（休）	（休）	（休）
裁縫系和裁科	（休）	（休）	（休）
金属加工系構造物鉄工科	（休）	（休）	（休）
機械系機械加工科	（休）	（休）	（休）
計	0	0	0

【自主訓練】（令和 5 年度）

令和 5 年度は自主訓練実施なし。

【委託事業】

●離職者訓練事業（令和 5 年度実施）

求職中の方が、新たな知識・技能を短期間で身につけ、再就職に役立てられる能力を開発するため、パソコン、簿記等の資格取得を目指す訓練を実施。入校は雇用保険受給者が優先。入校者は安定所、県で選定。

委託元	科名（コース名）	実施期間	受講生数
熊本県立熊本高等技術専門校	OA 事務科 1 2 月生 (R5. 11. 29～R6. 2. 28)	3 カ月	1 4 名
	OA 経理販売科 3 月生 (R6. 3. 1～R6. 8. 22)	6 カ月	1 4 名

（５）働く婦人の家（フレンドリーやつしろ）（八代市清水町 2-94）

（※指定管理者制度導入・H21 年度～）

工 期 着工 昭和 56 年 7 月 29 日 竣工 昭和 57 年 2 月 4 日
開 館 昭和 57 年 6 月 1 日
建 物 鉄筋コンクリート造 2 階建 709.79 m² (1 階 347.05 m² 2 階 362.74 m²)
敷 地 2,150.39 m²
施設内容 1 階 講習室、講習室 2、和室、託児室、事務室、相談室、
ロビー（図書コーナー）
2 階 体育室、調理実習室
総 工 費 144,066 千円
財源内訳 国庫補助金 30,000 千円 県補助金 30,000 千円 一般財源 16,766 千円
地 方 債 67,300 千円（中小企業退職金共済事業団還元融資）
設置目的 市内に居住または勤務している女性及び男性を対象とし、これら女性及び男性の福祉に関する事業を総合的に行い、その福祉増進を図る。
事業内容 ①生活・職業・健康・育児等に関する相談及び指導
②一般教養・職業生活技術及び家庭生活技術に関する研修会・鑑賞会・展示会等の開催

- ③グループ活動及びクラブ活動の推進及び指導
 ④休養・レクリエーション等余暇の活用のための便宜供与
 ⑤その他市長が必要と認める事業

令和5年定期講座

主催講座（4月～翌年3月） 40講座（短期講座含む）

自主クラブ（前期、後期） 15講座

令和5年度利用状況

（単位：人）

区 分	勤 労	家 庭	男 性	託 児	合 計
講 座	3,472	6,901	976	0	11,349
ク ラ ブ	1,388	1,444	152	0	2,984
主 催・共 催 事 業	1,405	1,418	349	0	3,172
団 体 利 用	0	0	0	0	0
個 人 利 用	213	267	14	0	494
合 計	6,478	10,030	1,491	0	17,999

施設別利用状況

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
体 育 室	7,563	5,333	5,968	5,495	5,653
講 習 室	4,646	3,067	3,821	4,295	4,895
講 習 室 2	1,822	833	798	535	583
和 室	1,285	1,158	1,342	1,363	1,607
調 理 室	1,736	1,540	1,890	2,078	2,320
館 外 活 動	2,573	160	83	41	1,734
相 談 室・ロ ビー	643	93	74	771	704
託 児 室	37	30	0	9	6
宮嶋財団・総合体育館	415	655	548	560	462
全 館	161	578	553	83	100
計	21,539	13,447	15,077	15,230	18,064

（6）サンライフ八代（八代市日置町 692-1）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

工 期 着工 昭和 60 年 12 月 25 日 竣工 昭和 61 年 8 月 24 日

建 物 鉄筋コンクリート 2 階建 1,386.685 m²

1 階 教養・文化室、トレーニング室、体育館、事務室、小会議室

2 階 研修室 (1)・(2)、会議室、職業技能講習室

敷 地 2,544.47 m²

建 設 費 300,000 千円（雇用促進事業団）

目 的 市民の雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談・職業情報の提供等を行うと共に、心身の健康保持・体力の増進及び教養文化などのための便宜を供与することを目的とする。

業務内容 職業・技能講習室、雇用・就業情報展示室、健康相談室、教養・文化室、体育室等の運営に関する業務を行う。

令和 5 年度運営実績（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

区 分	件 数	延 べ 利 用 者 数		
		中高年者 (45 歳以上)	左記以外の者	合 計
教養文化室	293	4, 293	127	4, 420
研修室 1	156	2, 116	133	2, 249
研修室 2	88	982	15	997
研修室（1・2）	8	75	145	220
会議室	18	75	13	88
小会議室	29	72	25	97
職業技能講習室	86	1, 178	156	1, 334
トレーニング室	5, 401	3, 494	1, 907	5, 401
体育室	1, 438	8, 730	4, 649	13, 379
その他	1	41	0	41
計	7, 518	21, 056	7, 170	28, 226

*平成 14 年度までは、雇用・能力開発機構の委託事業として実施。

*平成 15 年度からは、八代市が（財）サンライフ八代へ委託して事業を実施。

*平成 18 年度からは、指定管理者として（財）サンライフ八代へ管理運営委託。

年度別利用者数

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数	33, 145	19, 098	24, 316	25, 803	28, 226

（7）宮地東サテライトオフィス運営管理（R5 年度より）

①目的

多様な人材確保やテレワークの拠点として利用できるサテライトオフィス「八代市宮地東サテライトオフィス」を完備。本社一拠点の分散や、育児や介護との両立を考えたテレワーク業務の導入など検討の事業者、起業予定や起業間もない個人事業者などに利用していただくことを目的にしている。

② 所 在 地 八代市東町 5468 番地 1（旧宮地小学校跡地）

③ 開 館 令和 5 年 4 月 1 日

④ 敷地面積 3917.00 m²

⑤ 建築面積 1338.12 m²

⑥ 事 業 サテライトオフィス貸施設

施設区分	面積	使用料
オフィス A	54 平方メートル	月額 40,000 円
オフィス B	54 平方メートル	月額 40,000 円
オフィス C	51 平方メートル	月額 40,000 円
ホール	-	無料
調理室	86 平方メートル	午前（午前 9 時～12 時）：400 円
		午後（午後 1 時～ 5 時）：500 円
		夜間（午後 6 時～10 時）：500 円
会議室	59 平方メートル	午前（午前 9 時～12 時）：300 円
		午後（午後 1 時～ 5 時）：400 円
		夜間（午後 6 時～10 時）：400 円
体育館	234 平方メートル	1 時間 300 円

（８）雇用促進対策

①八代市就業資格取得支援助成金制度

内 容：就職のために必要な免許や資格の取得に係る費用（講座等の受講費用・試験等の受験費用など）の 2 分の 1（上限 5 万円）を助成。

対象者：ハローワークを通じた求職活動を行っている方、学卒者でハローワークを通じた求職活動を行っている就労経験のない方。

②利用実績（令和 5 年度）

取得資格内容	対象数	補助額
事務関係（OA）	1 人	3,000 円
介護・医療関係（介護福祉士、医療事務）	3 人	87,000 円
運輸関係（大型一種、大型二種、フォークリフト、中型自動車）	2 人	100,000 円
合計	6 人	190,000 円

（９）八代市産業活性化人材・企業育成支援事業

目 的 研究開発、技術の向上、経営の安定化等のため、経営者及び従業員に研修を受講させ、又は副業人材を事業に活用する企業に対し補助金を交付することにより、人材・企業の育成を支援し、もって本市の産業活性化を図ることを目的とする。

助 成 対 象 技術向上、研究開発、経営について、人材育成の必要性がある従業員に研修を受講させる、又は副業人材を活用する八代市内の次の企業
（ア）製造業、運輸業、卸売業、研究・開発及び整備施設、情報通信関連業など

（イ）八代市未来チャレンジ企業

（ウ）建設業、サービス業、小売業など市内の中小企業

対象となる研修 ①企業等の業務に関連する知識や技術の向上、経営の安定化を図る講座・セミナー

- ②企業価値を高める資格・免許取得に係る講習
 ③企業等の価値を高めるCSR（企業の社会的責任）に関する講座・セミナー
 ④技術指導者を招聘しての研修等
 ⑤副業人材の募集
- 補助対象経費 ①補助金の交付の対象となる経費は、受講料、研修講師招へい経費、副業人材募集時の経費とする。
 ②補助対象経費のうち、受講料に対する補助は、同一年度内において、同一従業員につき1回限りとする。
- 補助金額・限度額 補助金の額は、補助対象経費に次の表の掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てた額）とする。

業 種	補助率	補助限度額 （1人あたり）	補助限度額 （1企業あたり）	
			研修等を受けに行く場合	別途講師招聘 副業人材活用
上記（ア）の業種	1/2	5万円	10万円	8万円
上記（イ）の業種	2/3	7万円	15万円	8万円
上記（ウ）の業種	1/3	3万円	8万円	5万円
（ウ）の業種のうち、新規雇用者への研修実施企業	1/2	5万円	8万円	5万円

令和5年度実績 補助件数 24社（研修受講者数 206名）
 補助金支給金額 1,400,000円

（10）未来チャレンジ企業創出支援事業

- 目 的 八代市内において、今後、市内及び県経済をリードしていくことが期待される企業を支援及び創出することで市内企業の更なる発展につなげ、本市経済の活性化及び新たな雇用機会の創出を目指し、成長に向けた計画を有している中小企業者を八代市未来チャレンジ企業として認定し、総合的、継続的な支援を行うことにより高い付加価値額を産み出す企業を育成・創出する。
- 実 施 年 度 平成30年4月から
- 認定の有効期間 認定日から約3年間
 ※3年経過後、最大2年間の延長を可能とする。
- 対 象 者（申請要件）
 以下に掲げる要件をすべて満たす者
 ・市内に事業所を有する中小企業で、今後10年以上事業所を有し続ける見込みがあること

- ・八代市企業振興促進条例に規定する業種
(製造業・運輸業・卸売業・電気・ガス・熱供給業)
 - ・本市において地域経済をけん引する企業となることを目指し、その計画を有していること
 - ・市税を完納していること
- 支 援 内 容
- ・八代市未来チャレンジ企業成長助成補助金の交付（H30年度新規）
認定を受けた企業が行う新規性を有する技術開発やその技術を活かした新商品開発、販路開拓及びDXに係る取組に対して補助金を交付。別途、申請及び審査を受ける必要あり。
 - ・補 助 率：3分の2以内
 - ・補助上限額：100万円（令和5年度）
 - ・八代市産業活性化人材・企業育成支援事業補助金の優遇（H30年度新規）
従業員や経営層の人材育成（研修受講等）を行う未来チャレンジ企業に対して、補助率等を引き上げ。
 - ・未来チャレンジ企業創出支援コーディネータによるハンズオン支援
(H30年度新規)
市が配置するコーディネータが認定企業の技術的課題の解決やアドバイス、大学等研究機関・連携企業との橋渡しを実施。
- 実 績
- ・認定企業件数：12件

年度	R2	R3	R4	R5
認定企業	※認定企業なし	横場工業(株)	(株)丸誠	(株)大淵産業
		(株)藤興機	(有)神園交通	

・八代未来チャレンジ企業成長助成補助金

	R2	R3	R4	R5
採択企業件数	2件	2件	2件	2件
補助金支給金額	3,798,000円	2,804,000円	2,239,000円	1,973,000円

(11) 未来創造塾運営事業

目 的 八代の地場企業や農業の二代目などの意欲のある若手事業者（後継者等）を集め、本市の魅力ある地域産業資源や異業種の技術を活かした“新たな事業”にチャレンジするための場を創出。日本の“いま”の活きた最前線の情報をカリキュラムに盛り込み、塾生に感じ・知ってもらうことで、今後の事業の方向性に活路を見出すきっかけとし、最終的には、新たなビジネスプランを実現することで、活力が溢れ、躊躇なく新たなチャレンジができる“やつしろ”を創造することを目的とし、稼げる事業の創出と八代の賑わいの創出を実現する。

実 施 年 度 令和2年度から

対 象 者 (申請要件)

- ・定員12名
- ・市内の地場企業や農業などの若手事業主（二代目・後継者など）
- ・年度内に14回開催予定のカリキュラムに参加できる意欲のある人材
- ・おおむね30歳代を想定（20歳～40歳）

取 組 内 容	・先進事例である「魚津三太郎塾」に倣い、和歌山県田辺市にて開講した「たなべ未来創造塾」をモデルと位置づけ、令和2年度より“やつしろ未来創造塾”を開講。開講にあたっては、上記の事業に主体的に関わり、本市と包括連携協定を締結している熊本大学 熊本創生推進機構 地域連携部門長 金岡省吾教授(富山大学名誉教授)の指導のもと、実施。 ・カリキュラムについては、金岡教授及び先進地であるたなべ未来創造塾の担当者と協議のうえ、決定。 ・5月末から6月中旬にかけ塾生公募をスタート。(参加について内諾をいただいている方々にも正式にエントリーの依頼を行う。) ・塾生については、書類審査と面談を実施して選定する。 ・講義は年内で終了し、年明けから具体的なビジネスプラン作成の演習に入るが、講義終了後の12月に事務局による塾生ヒアリングを実施。ヒアリングでは、これまでの講義の理解度を確認するとともに、ビジネスプラン作成に向けた意見交換を行う。また、政策金融公庫の同行ができれば、資金面でのアドバイス等も行う。 ・塾の運営事務局として、商工政策課雇用創生係が本事業の全ての調整を行う。 ・修了後も、ビジネスプランの実行率50%以上を目標に、継続してフォローを行うとともに、修了生の交流の場を設け、新たなビジネス創出を促す。
関 係 機 関	<共 催>熊本大学 地方創生推進機構 <関係機関>日本政策金融公庫、肥後銀行、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、八代商工会議所、八代市商工会、八代経済開発同友会、八代青年会議所、熊本県信用保証協会
実 績	<R2年度：第1期> 塾生 15名 ビジネスプラン実行率 66% (10名) <R3年度：第2期> 塾生 11名 ビジネスプラン実行率 72% (8名) <R4年度：第3期> 塾生 10名 ビジネスプラン実行率 70% (7名)

(12) 子育て世代のテレワーク就労支援事業

① 目的

子育て等で仕事に制限がかかる世代の男女を対象に、クラウドソーシング等の体験を通して、経験と技術を高めてもらうための講座を実施し、受講者が時間や場所に関わらず収入を得る働き方を身に着けることにより、所得向上や地域経済の活性化を目指す。

② 実施年度

令和4年度から

③対象者 (申請要件)

- ・定員10名程度
- ・在宅ワーカーとして働きたい18～55歳の市民
- ・年度内に18回開催予定のカリキュラムに参加できること。修了後に在宅ワーカーとして就業または起業への意欲ある人材を募集。

④取組内容

- ・本事業にあたっては、令和元年度に本市と立地協定を締結して以降、本市での雇用を進めており、また、全国でも100名を超える在宅ワーカーを持つBizMow株式会社への業務委託で実施。BizMow(株)はクラウドソーシングのノウ

ハウを十分に保有していることはもちろんのこと、テレワーク（情報通信技術を活用し、時間や場所の制約を受けない柔軟な働き方）を積極的に導入・活用を進めており、受講者に対し、直接実務をクラウドソーシングで提供できるなど、本事業遂行において欠かせない要素を所持している。

- ・ 8月～翌2月の7か月間対面講座4回、オンライン講座12回の全18回。カリキュラムは BizMow(株)が設計。講座全般においても BizMow(株)が実施し、受講希望者の面談や対面講座の調整などは商工政策課雇用創生係で行う。

⑤実績（R6.4月現在）

- ・ 在宅ワーカー養成講座の取組が地域課題を解決する取組みとして国から評価。多様な形で地方の活性化に取り組む企業・団体を表彰する「地方創生テレワークアワード」を受賞。
- ・ 定員10名に対して、当初14名の申し込みがあるなど、応募が増加。
- ・ BizMow (株)作成の試験に受講生全員が合格し、BizMow (株)から実際の業務を受託。受講生全員が実践業務を受けるレベルに到達した。
- ・ 講座終了後（講座実施中）に受講生自身で在宅ワークを受託・実施した割合が 77.8 %を達成。

7 観光・物産

(1) 主要観光施設・行事

①施設

地域	施設名
八代	八代市立博物館(未来の森ミュージアム)、松浜軒(松井文庫)、龍峯山自然公園、古麓歴史自然公園、東片自然公園、万葉の里公園、八代市松中信彦スポーツミュージアム、日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」、新八代駅がめさん公園、日奈久ゆめ倉庫、日奈久温泉イベント広場、遙拝八の字広場、アウトドアステーションやつしろ
坂本	さかもと八竜天文台、八竜山自然公園、百済来川遊水公園、くま川ワイワイパーク
千丁	いぐさの里公園
鏡	赤星公園、鏡ヶ池公園
東陽	東陽石匠館、笠松橋公園、石橋公園、黒淵公園
泉	矢山岳山頂公園、五家荘平家の里、五家荘自然塾、五家荘溪流キャンプ場、久連子古代の里、樅木の吊橋、梅の木轟公園吊橋、氷川ダム湖、白岩戸公園、五家荘草花資料館、釈迦院、緒方家、左座家

②自然

地域	内容
八代	松浜軒の肥後花菖蒲・カキツバタ、松井神社の臥龍梅、八代草、春光寺のアジサイ、妙見宮(八代神社)の樟、八王社の樟、流藻川水源、妙見町・二見越猪地区のホタル
坂本	薬師堂の銀もくせい、走水の滝、坂本町日光の棚田、鮎俣地区・百済来地区のホタル
鏡	赤星公園のぼたん
東陽	白髪岳天然石橋、美生地区のしょうが棚田、美生の滝、小原の滝、牟田の滝、清水堂湧水
泉	岩宇土山周辺の福寿草、五家荘の紅葉、せんだん轟の滝、梅の木轟の滝、泉町の雲海、二本杉峠・峰越峠の樹氷、泉町白岩戸・岩奥の棚田、しゃくなげ、雁俣山のカタクリ・白岩戸地区・本屋敷地区のホタル、宮の崎の大桜

③史跡

地域	史跡名
八代	八代城跡(都市公園)、麦島城跡、万葉の里水島、河童渡来の碑、旧郡築新地甲号樋門、八代神社(妙見宮)、十三重石塔、懷良親王の墓、春光寺、悟真寺龍峯史跡群、二見眼鏡橋群と薩摩街道
坂本	百済来地蔵堂、大門薬師堂の鰐口、大門観音堂の鰐口
鏡	鏡が池、大鞘樋門
千丁	岩崎神社
東陽	東陽町の石橋、若宮神社のひねり灯籠、菅原神社のひねり灯籠
泉	木造男女神坐像、法浄寺の梵鐘、銅造釈迦如来立像

④祭り行事

月	祭 り 行 事	月	祭 り 行 事
4 月	印鑰神社春季大祭鮎取り神事(7日) 釈迦院花まつり(8日) 岩崎神社春季大祭(15日) 五家荘山開き(下旬)	10 月	やっしろ全国花火競技大会(第3土曜日) 東陽しょうが祭(第4日曜日) 五家荘紅葉祭(10月最終日曜～11月30日) みなと八代フェスティバル(10月～11月予定)
5 月	カーネーション風呂(母の日) ふる郷愛鏡祭(第4日曜日) 氷室祭(31日深夜から6月1日未明)	11 月	坂本ふるさとまつり(第2日曜日) 八代妙見祭(22～23日) 塩屋八幡宮祭(25日)
6 月	平家いずみお茶まつり (第1土・日曜日)	12 月	晩白柚風呂(12月半ば～1月末) 火流の彩(31日～1月1日)
7 月	十八夜祭くふるさと夏祭り(18日) 日奈久温泉丑の湯祭り(土用丑の日) ヤマメつかみ取り大会(下旬)	1 月	
8 月	八代くま川祭り(第1土曜日)	2 月	城下町「やっしろ」のお雛祭り (中旬～3月上旬)
9 月	九月は日奈久で山頭火(1か月) 日奈久温泉十五夜綱引き大会 (旧暦8月15日) 貝洲加藤神社秋季例大祭(24日)	3 月	せんちょうい草の里まつり(第1日曜日) 日奈久温泉スプリングフェスタ (最終日曜日) 九州国際スリーデーマーチ (第1土曜日を基準とした金曜日・土曜日・ 日曜日の3日間)

【期日不確定】 蛇籠・日奈久・鏡の朝市

⑤伝統芸能

地域	伝 統 芸 能
八代	植柳盆踊り、二見洲口町雨乞い踊り
坂本	鮎帰地区雨乞い踊り、鶴喰地区棒踊り・久多良木地区棒踊り
千丁	大鞘節、千丁町銭太鼓、女相撲
鏡	芝口棒踊り、上鏡獅子舞、大鞘名所、貝洲加藤神社の神楽
東陽	坂より上棒踊り、箱石銭太鼓、河俣阿蘇神社稚児舞
泉	樅木神楽、本屋敷神楽、葉木神楽、岩奥神楽、久連子古代踊り

⑥海洋レジャー基地(やっしろ舟出浮き)

八代観光の目玉の一つとして、八代に古くから伝わる漁法(ツボ網、羽瀬網、カニ網、イカ網、えび流し網漁)を見学し、新鮮な海の幸を無人島で味わってもらう「やっしろ舟出浮き」。海のレジャー基地として三ツ島の一つの中ノ島に栈橋と休憩所2棟、簡易休憩所1棟、簡易水洗便所、野外テーブル5卓、ベンチ10基、野外カマド1基(10連)を設置。

＜やっしろ舟出浮きの漁法＞

カニ網・籠(7月～11月)、羽瀬・つぼ網(4月～11月)、エビ流し網(7月～11月)、イカ網・籠(4月～6月)、カレイ網(7月～11月)

(2) 交通アクセス

- ・九州新幹線 J R 博多駅から新八代駅まで 48 分
J R 熊本駅から新八代駅まで 11 分
J R 鹿児島中央駅から新八代駅まで 45 分
- ・肥薩おれんじ鉄道 (八代～川内間)
- ・高速道路 (八代・八代南・日奈久 I C)
..... 福岡 I C から八代 I C まで 120 分
熊本 I C から八代 I C まで 40 分
鹿児島 I C から八代 I C まで 120 分

(3) 宿泊・休養(憩)施設

① 宿泊施設

区 分	施設数(軒)	収容能力(人)
日奈久地区	11	343
八 代 地 区	14	1,550
千 丁 地 区	0	0
東 陽 地 区	1	12
鏡 地 区	1	49
坂 本 地 区	3	98
泉 地 区	6	153
合 計	37	2,205

② 休養(憩)施設

ア 日奈久温泉センターばんぺい湯 (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

経営主体 一般社団法人八代弘済会

竣 工 平成 21 年 6 月 15 日

建 物 鉄筋コンクリート及び鉄骨造り 3 階建 (1,299.20 m²)

1 階 公衆浴場、物産コーナー、軽食コーナー、事務室

2 階 大浴場、大広間

3 階 家族風呂 5

屋外 足湯

事 業 費 499,355 千円

本体工事 268,000 千円 電気設備工事 45,602 千円

機械設備工事 99,081 千円 空調設備工事 24,360 千円

屋外付帯工事 19,740 千円 駐車場整備事業 10,080 千円

その他 31,692 千円

財源内訳 国庫補助金 216,640 千円 合併特例債 80,400 千円

市民公募債 170,000 千円 一般財源 32,315 千円

イ 西湯 (※指定管理者制度導入・H18 年度～H27 年度)

竣 工 (改築) 昭和 48 年 7 月 17 日

建 物 鉄筋コンクリート平屋建 92.16 m² (平成 28 年 3 月 31 日をもって閉館)

ウ 東湯 (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

経営主体 一般社団法人八代弘済会

竣 工 昭和 52 年 7 月 11 日

建 物 鉄筋コンクリート平屋建 190.88 m²

エ 東陽交流センターせせらぎ（※指定管理者制度導入・H19 年度～）

経営主体 （株）東陽地区ふるさと公社

竣 工 平成 17 年 2 月 5 日

建 物 鉄筋コンクリート地下 1 階、地上 2 階建

地階 職員用休憩室、倉庫、機械室

1 階 事務室、職員休憩室、料理提供室、菓子製造直売室、産地情報
コーナー、加工品直売コーナー、調理室、ホール、トイレ

2 階 大浴場(男女各 1)、家族風呂 2、休憩室、受付、事務室、ホール、
トイレ、バルコニー

屋 外 キャンピングカー用給電設備

※令和 2 年 7 月 1 日 道の駅「東陽」として登録される

事業費 619,953 千円

建築本体工事 306,516 千円 電気設備工事 41,836 千円

機械設備工事 100,139 千円 温泉送水工事 51,640 千円

厨房設備工事 33,600 千円 備品購入費 44,400 千円

地質調査費 840 千円 設計・監理費 24,675 千円

その他 16,307 千円

財源内訳 国庫補助金 90,471 千円 地方債（過疎債） 85,900 千円

地方債（その他） 4,572 千円

オ さかもと温泉センター「クレオン(球麗温)」(※指定管理者制度導入・H18 年度～)

経営主体 さかもと温泉センター(株)

竣 工 平成 7 年 2 月 20 日

建 物 木造 2 階建造 地上 2 階建

鉄骨平屋造 機械室

1 階 エントランス、ホール、ラウンジ、浴室、脱衣室(男女各 1)、
家族風呂、脱衣室 2、事務室

2 階 休憩室 2、遊戯室

事業費 364,138 千円（敷地造成、送湯施設、給水施設等含まず）

本体工事 240,402 千円 機械設備工事 100,425 千円

電気設備工事 23,311 千円

<追加工事>

竣 工 平成 11 年 3 月 25 日

建 物 木造平屋造 265.00 m²

1 階 レストラン、和室、厨房

事業費 66,835 千円

本体工事 46,433 千円 機械設備工事 13,871 千円

電気設備工事 6,531 千円

<追加工事>

竣 工 平成 27 年 4 月 9 日

建 物 鉄骨平屋造 29.25 m²

設 備 木質バイオマスボイラー、太陽光発電パネル、リチウムイオン蓄電池

事業費 61,796 千円

建築工事 4,529 千円 機械設備工事 35,424 千円

電気設備工事 19,980 千円 設計・監理 1,863 千円

財源内訳 国：55,222 千円 市：6,574 千円

カ 坂本憩いの家（※指定管理者制度導入・H18年度～）
 経営主体 さかもと温泉センター(株)
 竣 工 平成9年2月20日
 建 物 木造一部鉄筋コンクリート平屋造
 （建築面積 265.00 m²、延床面積 348.72 m²）
 ロビーホール、浴室、脱衣室(男女各1)、休憩室、事務室
 事業費 115,309 千円（駐車場整備費等含まず）
 本体工事 55,105 千円 機械設備工事 52,530 千円
 電気設備工事 7,674 千円

（４）観光宣伝

①施設

ア 八代観光案内所（八代駅）（TEL:0965-32-2436）
 開 設 昭和 29 年
 運 営 （一社）DMOやつしろ
 イ 八代市観光物産案内所（新八代駅）（TEL:0965-35-6627）
 開 設 平成 16 年
 運 営 （有）西岡養蜂園 （R2.8月～）
 ウ 日奈久温泉観光案内所（日奈久観光交流施設）（TEL:0965-38-0267）
 （※指定管理者制度導入・H24年度～）
 開 設 昭和 32 年
 運 営 九州綜合サービス株式会社

②宣伝活動

ア 市及び（一社）DMOやつしろとタイアップした大会、会議、各種イベントの積極的な誘致及び特産品プレゼント等、宣伝活動を実施
 イ 八代観光案内所・八代市観光物産案内所・日奈久観光案内所を通じ、本市来訪者等への宣伝・観光案内
 ウ マスコミ活用及びパンフレット、ポスター、新聞広告等による宣伝
 エ 観光ポータルサイトや各種SNSを活用した情報発信

（５）来訪観光客

年	観光客数（人）	前年比（％）
平成 29 年	2,846,679	128.44
平成 30 年	2,534,812	89.04
令和元年	2,169,748	76.22
令和 2 年	1,542,504	71.09
令和 3 年	1,626,831	105.5
令和 4 年	1,988,207	122.21
令和 5 年	2,249,855	113.16%

※熊本県観光統計算定基準をもとに算出

旅館（日帰客＋宿泊客）＋観光レジャー施設利用客＋大会・会議＋イベント参加者（市外客）

(6) 物産

①特産物

ア 農産物

晩白柚、イグサ(熊本畳表)、メロン、トマト・ミニトマト、塩トマト、お茶、しょうが、しいたけ、ゆず、イチゴ、じゃがいも

イ 伝統工芸品及び民芸品

高田焼、い草製品(花ゴザ・い草縄・テーブルセンター他)、竹細工、手打ち刃物、刀剣、おきん女人形、武者のぼり、葉書・葉画

ウ 食品

日奈久竹輪・蒲鉾・天ぷら、海苔、海草珍味、青のり、焼鮎、鮎のうるか、鮎のひらき、鏡オイスター(牡蠣)、しゃくみそ・しゃく漬、このしろ寿司、吉野すし、ハモ御膳、焼酎、とうふの味噌づけ、かずら豆腐、からし蓮根、漬物、柚子製品、しょうが製品、い草製品(粉末、うどん麺、素麺、ソフトクリーム等)、トマト製品(焼酎、ドライトマト、トマピーエン、トマトラーメン等)、晩白柚みそ、日奈久みそ、蜂蜜製品(蜂蜜酒、蜂蜜焼酎等)、やつしろ菜の花ファーム 987 関連製品(菜の花蜂蜜、菜の花油、純米酒「菜々」、菜の花米、玄米黒酢)

エ お菓子

い草のお菓子、トマトのお菓子、晩白柚のお菓子、雪もち、ニッケ玉、彦一もなか、河童饅頭、亀蛇おかき、いきなり万十、かるかん万十、お告げの石、よくいにん糖、生姜のお菓子、茶葉を使ったお菓子

オ その他

晩白柚石けん、晩白柚入浴剤、マキシト(晩白柚カクテル)

(7) 物産施設

①広域交流地域振興施設(八代市上日置町 4459-1)(※指定管理者制度導入・H20 年度～)

施設名称	八代よかこ物産館
事業費	約 300,000 千円
整備年度	平成 19 年度～20 年度
開設年月日	平成 20 年 12 月 26 日
構造	鉄骨造平屋建て
敷地面積	3,968.81 m ²
建築面積	806 m ² (建物本体: 601 m ² 屋外通路: 205 m ²)
主な施設	物産スペース、レストラン、フリースペース、トイレ、事務室等

②広域交流センターさかもと館(八代市坂本町荒瀬 1239-1)(※指定管理者制度導入・H18 年度～)

事業費	246,056 千円
整備年度	平成 6 年度
開設年月日	平成 7 年 4 月 5 日
構造	木造一階建て
敷地面積	8,129 m ²
建築面積	819.47 m ²
主な施設	情報物産館、体験学習室、レストラン、喫茶コーナー、厨房、大研修室、事務室、コミュニティルーム、トイレ、駐車場

※平成 6 年 4 月 道の駅「坂本」として登録される

<追加工事>

竣 工 平成 30 年 3 月 30 日

建 物 鉄骨造・平屋建 182.00 m²
1 棟 イベント交流施設

事 業 費 56,011 千円

本体工事 32,980 千円

機械設備工事 9,778 千円

電気設備工事 9,192 千円

設計 4,061 千円

財源内訳 国：25,835 千円 市債：25,500 千円 一般財源：4,676 千円

主な施設 多目的交流スペース、厨房

<R2 年 7 月豪雨後、仮復旧工事>

(1) 建 物 広域交流センターさかもと館仮復旧工事（電気・建築・建具・空調）

仮復旧費 8,068 千円

開設年月日 令和 3 年 5 月 プレオープン（情報物産館のみ）

(2) 建 物 イベント交流施設（鮎やな）仮復旧工事

仮復旧費 706 千円

③農林産物等直売施設「菜摘館」（八代市東陽町南 1051-1）（※指定管理者制度導入・H19 年度～）

事 業 費 61,650 千円

財 源 内 訳 国庫補助金 27,500 千円 県補助金 4,950 千円

一般財源 29,200 千円

整 備 年 度 平成 7 年度（平成 8 年 2 月 28 日竣工）

開設年月日 平成 8 年 4 月 1 日

構 造 木造平屋建て コロニアル葺

敷 地 面 積 2,356.81 m²（東陽交流センター「せせらぎ」含む）

建 築 面 積 267.75 m²

主 な 施 設 事務所（16.36 m²）、売り場（227.0 m²）、トイレ（24.39 m²）

※令和 2 年 7 月 1 日 道の駅「東陽」として登録される

④ふれあいセンターいずみ（八代市泉町下岳 3296-1）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

事 業 費 955,037 千円

財 源 内 訳 地域総合整備事業債 652,900 千円 一般財源 302,137 千円

整 備 年 度 平成 7～8 年度

開設年月日 平成 9 年 4 月 1 日

構 造 鉄骨造 2 階建

敷 地 面 積 8,477 m²

建 築 面 積 1,991 m²

主 な 施 設 特産品販売所、レストラン、体験工房、きなっせホール（多目的集会ホール）
和室・事務室等、多目的トイレ

※令和 6 年 2 月 16 日 道の駅「秘境の郷いずみ」として登録される

8 ふるさと納税事業

(1) ふるさと納税事業

①制度概要 ふるさと納税とは、生まれ育った故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度で、寄附をすると寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付や住民税の控除が受けられます。また、寄附金の使い道を指定でき、地域の各種名産品などをお礼の品としていただける仕組みも大きな魅力のひとつです。

②施行年月日 平成20年度5月開始

③対象者 全国の住民
(住んでいる自治体への寄附の場合はお礼の品は受け取れません)

④事業内容 地域活性化に繋がるように本制度を活用し、次の事業を実施

- a 登録返礼品（特産品等）のPR
- b 掲載ポータルサイトの拡大
- c 地元中間事業者との連携
- d 事業者向け勉強会
- e 啓発パンフレットの作成
- f PRイベントへの出展
- g 広告の掲載

⑤事業費 令和6年度予算 ふるさと納税事業 1,142,575千円
ふるさと納税PR事業 27,994千円

⑥財源内訳 ふるさと元気づくり応援寄附金（基金）

- a 寄附金の使い道
 - ア 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり事業
 - イ 郷土を担い学びあう人を育むまちづくり事業
 - ウ 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり事業
 - エ 地域資源を活かした発展するまちづくり事業
 - オ 人と自然が調和するまちづくり事業
 - カ その他市長が認める八代元気づくり事業

⑦各年度実績 年度別 寄付件数・寄附金額

西暦	年度	件数	金額（円）
2008	平成20年度	24	2,680,000
2009	平成21年度	29	1,970,000
2010	平成22年度	24	1,270,000
2011	平成23年度	22	3,220,000
2012	平成24年度	39	6,912,000

2013	平成 25 年度	44	3,302,000
2014	平成 26 年度	57	5,229,000
2015	平成 27 年度	1,395	43,075,010
2016	平成 28 年度	10,593	246,686,081
2017	平成 29 年度	7,091	171,910,929
2018	平成 30 年度	13,204	296,709,104
2019	令和元年度	12,380	361,427,000
2020	令和 2 年度	101,256	1,258,662,803
2021	令和 3 年度	144,101	1,764,608,616
2022	令和 4 年度	197,523	2,180,203,682
2023	令和 5 年度	188,500	2,102,821,677

(2) 企業版ふるさと納税事業

①制度概要 企業版ふるさと納税（正式名「地方創生応援税制」）とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から最大で寄附額の 9 割が軽減される仕組みです。

②施行年月日 2016 年度 4 月創設（内閣府主導）され、2020 年 4 月の税制改正により、寄附額の最大約 6 割だった税額軽減が、約 9 割に増加し、企業の実質負担が 1 割まで圧縮されました。（令和 6 年度までの特別措置）

③対象者 市外企業

④事業内容 寄附金は、地方創生関係の事業への財源として活用しています。

⑤財源内訳 令和 5 年度分 地方創生関係事業

- a DX による八代圏域ツナガル推進事業
- b 図書購入事業
- c 八代産産表認知向上・需要拡大推進事業
- d スマート農業推進事業
- e 企業版ふるさと納税事業
- f 地域型保育給付事業
- g 市内一円道路改良事業

⑥各年度実績 年度別 寄附件数・寄附金額

西暦	年度	件数	金額（円）
2021	令和 3 年度	3	7,100,000
2022	令和 4 年度	10	8,950,000
2023	令和 5 年度	13	11,700,000

9 地籍調査事業

目的 地籍調査は「国土調査法」に基づいて一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界及び面積を調査・測量し、地籍図と地籍簿を作成することにより土地に関する最も基礎的な情報を整備するものである。

わが国の土地に関する記録の多くは、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図）を基にしたもので、土地の境界や測量に不備・欠陥がある。限りある国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要がある。地籍調査の成果は、個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、およそ土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなるものである。

事業費負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

調査対象面積 566.99 km²

【内訳】 八代地区 128.67 km²
千丁地区 11.12 km²
鏡地区 25.40 km²
坂本地区 139.32 km²
東陽地区 54.99 km²
泉地区 207.49 km²

※第7次十箇年事業計画(R2～R11)
策定に基づき数量調整を実施。

これまでの実績

(単位：km²)

地区名 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5	R5年度までの実績（累積）
調査済面積(換算)	3.56	3.56	13.59	8.33	6.00	369.52（市全体進捗率 65.17%）
八代地区		0.22	0.66	0.66	0.13	30.49（進捗率 23.70%）
千丁地区						11.12（進捗率 100.00%）H17完了
鏡地区						25.40（進捗率 100.00%）H23完了
坂本地区						139.32（進捗率 100.00%）H23完了
東陽地区	2.80	2.61	1.29	1.40	1.52	44.61（進捗率 81.12%）
泉地区	0.76	0.73	11.64	6.27	4.35	118.58（進捗率 57.15%）

*坂本地区の実績については、単独事業での実施分19.06km²を含む。

令和6年度の事業概要（補助事業申請）

事業費（市全体） 181,310 千円

調査面積（換算） 5.94 km²

【内訳】 八代地区 0.43 km²
東陽地区 0.99 km²
泉地区 4.52 km²